

2 平成30年度 事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的		区域内の概数 (A)				前年度引受実績	本年度引受計画	本年度引受率	備考	
		本所	置賜支所	庄内支所	合計		(B)	(B)/(A)		
組合員数 (制度共済)		36,195 人 (16,314) 人	13,494 人 (5,578) 人	17,483 人 (7,948) 人	67,172 人 (29,840) 人	69,696 人 (35,645) 人				
農作物	水稻	26,500 ha	13,900 ha	28,600 ha	69,000 ha	66,896 ha	66,870 ha	96.9 %		
	麦	50 ha	4 ha	35 ha	89 ha	85 ha	89 ha	100.0 %		
	計	26,550 ha	13,904 ha	28,635 ha	69,089 ha	66,981 ha	66,959 ha	96.9 %		
旧制度 (平成30年までに責任開始)	乳用牛 (子牛等)	7,523 頭 (4,056) 頭	13,178 頭 (7,142) 頭	838 頭 (440) 頭	21,539 頭 (11,638) 頭	21,173 頭 (11,469) 頭	19,960 頭 (10,831) 頭	92.7 %		
	肥育牛 (子牛等)	24,437 頭 (409) 頭	6,488 頭 (50) 頭	2,209 頭 (71) 頭	33,134 頭 (530) 頭	30,253 頭 (510) 頭	25,360 頭 (438) 頭	76.5 %		
	他肉牛 (子牛等)	7,412 頭 (3,857) 頭	5,829 頭 (2,944) 頭	2,713 頭 (1,285) 頭	15,954 頭 (8,086) 頭	15,658 頭 (7,926) 頭	14,462 頭 (7,359) 頭	90.6 %		
	一般馬	17 頭	36 頭	1 頭	54 頭	9 頭	0 頭	0.0 %		
	種豚	3,566 頭	2,499 頭	5,618 頭	11,683 頭	6,323 頭	5,588 頭	47.8 %		
	肉豚	36,197 頭	27,379 頭	53,642 頭	117,218 頭	76,299 頭	71,306 頭	60.8 %		
	計	79,152 頭 (8,322)	55,409 頭 (10,136)	65,021 頭 (1,796)	199,582 頭 (20,254)	149,715 頭 (19,905) 頭	136,676 頭 (18,628) 頭	68.5 %		
家畜 新制度 (平成31年1月以降に責任開始)	死亡 廃用	搾乳牛	2,941 頭	5,121 頭	338 頭	8,400 頭	- 頭	383 頭	4.6 %	
		育成乳牛	2,557 頭	4,450 頭	293 頭	7,300 頭	- 頭	351 頭	4.8 %	
		繁殖用雌牛	2,304 頭	1,870 頭	926 頭	5,100 頭	- 頭	351 頭	6.9 %	
		育成・肥育牛	36,701 頭	9,834 頭	3,265 頭	49,800 頭	- 頭	3,529 頭	7.1 %	
		繁殖用雌馬	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	- 頭	0 頭	- %	
		育成・肥育馬	17 頭	36 頭	1 頭	54 頭	- 頭	7 頭	13.0 %	
		種豚	3,566 頭	2,499 頭	5,618 頭	11,683 頭	- 頭	324 頭	2.8 %	
	肉豚	36,197 頭	27,379 頭	53,642 頭	117,218 頭	- 頭	1,530 頭	1.3 %		
	計	84,283 頭	51,189 頭	64,083 頭	199,555 頭	- 頭	6,475 頭	3.2 %		
	疾病 傷害	乳用牛	3,874 頭	6,745 頭	445 頭	11,064 頭	- 頭	536 頭	4.8 %	
		肉用牛	28,495 頭	9,631 頭	3,684 頭	41,810 頭	- 頭	3,071 頭	7.3 %	
		一般馬	17 頭	36 頭	1 頭	54 頭	- 頭	1 頭	1.9 %	
		種豚	3,566 頭	2,499 頭	5,618 頭	11,683 頭	- 頭	269 頭	2.3 %	
		計	35,952 頭	18,911 頭	9,748 頭	64,611 頭	- 頭	3,877 頭	6.0 %	

項目		区域内の概数 (A)				前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備考	
		本所	置賜支所	庄内支所	合計					
果	收穫	りんご	1,720 ha	196 ha	8 ha	1,924 ha	354 ha	351 ha	18.2 %	
		ぶどう	499 ha	612 ha	20 ha	1,131 ha	41 ha	39 ha	3.4 %	
		なし	664 ha	70 ha	96 ha	830 ha	378 ha	376 ha	45.3 %	
		もも	455 ha	7 ha	15 ha	477 ha	29 ha	29 ha	6.1 %	
		おうとう	2,475 ha	128 ha	20 ha	2,623 ha	214 ha	227 ha	8.7 %	
		かき	31 ha	0 ha	491 ha	522 ha	193 ha	182 ha	34.9 %	
	計	5,844 ha	1,013 ha	650 ha	7,507 ha	1,209 ha	1,204 ha	16.0 %		
	樹	りんご	1,720 ha	196 ha	8 ha	1,924 ha	74 ha	80 ha	4.2 %	
		ぶどう	499 ha	612 ha	20 ha	1,131 ha	15 ha	15 ha	1.3 %	
		なし	664 ha	70 ha	96 ha	830 ha	49 ha	53 ha	6.4 %	
		もも	455 ha	7 ha	15 ha	477 ha	26 ha	28 ha	5.9 %	
		おうとう	2,475 ha	128 ha	20 ha	2,623 ha	107 ha	115 ha	4.4 %	
かき		31 ha	0 ha	491 ha	522 ha	14 ha	14 ha	2.7 %		
計	5,844 ha	1,013 ha	650 ha	7,507 ha	285 ha	305 ha	4.1 %			
畑作物	ホップ	7 ha	15 ha	0 ha	22 ha	23 ha	22 ha	100.0 %		
	大豆	1,190 ha	1,220 ha	2,710 ha	5,120 ha	4,420 ha	4,450 ha	86.9 %		
	そば	3,110 ha	820 ha	1,070 ha	5,000 ha	1,364 ha	1,395 ha	27.9 %		
	春蚕繭	21 箱	0 箱	11 箱	32 箱	32 箱	32 箱	100.0 %		
	初秋蚕繭	13 箱	0 箱	4 箱	17 箱	17 箱	17 箱	100.0 %		
	晩秋蚕繭	28 箱	0 箱	11 箱	39 箱	36 箱	39 箱	100.0 %		
園芸施設	ガラス室	I類	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	-	
		II類	46 棟	1 棟	64 棟	111 棟	32 棟	32 棟	28.8 %	
	プラスチックハウス	I類	1 棟	1 棟	0 棟	2 棟	1 棟	1 棟	50.0 %	
		II類	12,915 棟	4,012 棟	17,917 棟	34,844 棟	18,058 棟	18,288 棟	52.5 %	
		III類	2 棟	4 棟	4 棟	10 棟	5 棟	5 棟	50.0 %	
		IV類(甲)	37 棟	63 棟	59 棟	159 棟	73 棟	74 棟	46.5 %	
		IV類(乙)	228 棟	95 棟	79 棟	402 棟	168 棟	176 棟	43.8 %	
		V類	19 棟	4 棟	50 棟	73 棟	16 棟	16 棟	21.9 %	
		VI類	21,503 棟	1,288 棟	370 棟	23,161 棟	3,471 棟	3,613 棟	15.6 %	
計	34,751 棟	5,468 棟	18,543 棟	58,762 棟	21,824 棟	22,205 棟	37.8 %			
任意	建物	68,200 棟	37,000 棟	43,800 棟	149,000 棟	129,752 棟	125,480 棟	84.2 %		
	農機具	61,500 台	25,500 台	29,000 台	116,000 台	91,538 台	88,830 台	76.6 %		

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物・農機具共済事業の規模

山形県農業共済組合

共済目的等		項 目		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)=(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金		
		引	受		総 額 (A)	国庫負担額 (B)	農家負担額 (C)					
		本年度予定	前年度実績	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
農作物	水 稻	6,687,000 ^a	6,689,648.5 ^a	56,065,980	337,882	168,933	168,949	222,427	△ 53,494	115,455		
	麦	8,900	8,468.3	15,351	792	419	373	112	307	680		
	計	6,695,900	6,698,116.8	56,081,331	338,674	169,352	169,322	222,539	△ 53187	116,135		
家	〔旧制度適用〕	乳 用 成 牛	9,129 ^頭	9,704 ^頭	1,875,489	366,135					125,068	
		乳 用 子 牛 等	10,831	11,469	816,652	117,741	237,900	245,976	162,973	74,927	37,878	
		肥 育 用 成 牛	24,922	29,743	6,657,660	320,439					103,496	
		肥 育 用 子 牛	438	510	45,438	7,660	262,315	291,242	167,596	94,719	2,594	
		その他の肉用成牛	7,103	7,732	2,023,531	100,772					26,184	
		その他の肉用子牛等	7,359	7,926	915,732	124,686					35,224	
		肉用種雄牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一 般 馬	0	9	0	0	0	0	0	0	0	
		種 豚	5,588	6,323	263,183	14,683	5,612	9,071	6,381	△ 769	6,378	
		一 般 肉 豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		特 定 肉 豚	71,306	76,299	853,800	23,552	9,421	14,131	11,780	△ 2,359	11,772	
		小 計	136,676	149,715	13,451,485	1,075,668	515,248	560,420	348,730	166,518	348,594	
		畜	〔新制度適用〕	死 廃	搾 乳 牛	383 ^頭	- ^頭	78,667	6,495	3,075	3,420	2,305
育 成 乳 牛	351				-	46,324	3,288	1,557	1,731	1,167	390	2,121
繁 殖 用 雌 牛	351				-	52,304	839	382	457	289	93	550
育 成 ・ 肥 育	3,529				-	690,639	13,705	6,242	7,463	4,431	1,811	9,274
繁 殖 用 雌 馬	0				-	0	0	0	0	0	0	0
育 成 ・ 肥 育	7				-	3,253	137	62	75	62	0	75
種 豚	324				-	14,678	583	290	293	217	73	366
肉 豚	1,530			-	18,360	8	3	5	5	△ 2	3	
病 傷	乳 用 牛			536	-	10,335	12,271	6,024	6,247	4,110	1,914	8,161
	肉 用 牛			3,071	-	30,502	27,622	13,433	14,189	8,082	5,351	19,540
	一 般 馬			1	-	15	8	4	4	3	1	5
	種 豚			269	-	102	130	51	79	49	2	81
小 計	10,352			-	945,179	65,086	31,123	33,963	20,720	10,403	44,366	
計	147,028	-	14,396,664	1,140,754	546,371	594,383	369,450	176,921	392,960			

共済目的等		項目	引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)=(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金
			本年度予定	前年度実績		総 額 (A)	国庫負担額 (B)	農家負担額 (C)			
果 樹	収 穫	りんご	a 35,064	a 35,403.5	千円 764,114	千円 19,654	千円 9,826	千円 9,828	千円 6,850	千円 2,976	千円 12,804
		ぶどう	3,930	4,122.3	169,216	3,039	1,518	1,521	562	956	2,477
		なし	37,625	37,772.6	1,137,254	45,427	22,711	22,716	31,093	△ 8,382	14,334
		もも	2,870	2,898.2	63,718	2,038	1,018	1,020	213	805	1,825
		おうとう	22,711	21,415.5	1,026,284	67,114	33,555	33,559	35,822	△ 2,267	31,292
		かき	18,180	19,275.8	124,357	4,853	2,426	2,427	2,625	△ 199	2,228
		小 計	120,380	120,887.9	3,284,943	142,125	71,054	71,071	77,165	△ 6,111	64,960
	樹 体	りんご	7,970	7,429.6	570,817	9,965	4,982	4,983	2,489	2,493	7,476
		ぶどう	1,560	1,467.8	147,056	1,485	742	743	264	478	1,221
		なし	5,250	4,914.0	681,347	5,102	2,550	2,552	1,219	1,331	3,883
		もも	2,800	2,568.9	164,652	5,390	2,695	2,695	1,037	1,658	4,353
		おうとう	11,490	10,696.0	1,906,914	29,653	14,826	14,827	1,716	13,110	27,937
		かき	1,450	1,405.0	35,040	70	35	35	32	3	38
		小 計	30,520	28,481.3	3,505,826	51,665	25,830	25,835	6,757	19,073	44,908
計	150,900	149,369.2	6,790,769	193,790	96,884	96,906	83,922	12,962	109,868		
畑作物	ホップ	a 2,200	a 2,328.0	68,800	1,582	869	713	529	340	1,053	
	大豆	445,000	442,018.3	1,373,469	114,032	62,713	51,319	47,307	15,406	66,725	
	そば	139,500	136,428.2	130,522	13,705	7,536	6,169	4,910	2,626	8,795	
	小 計	586,700	580,774.5	1,572,791	129,319	71,118	58,201	52,746	18,372	76,573	
	春蚕繭	箱 32	箱 32.2	2,060	52	25	27	18	7	34	
	初秋蚕繭	17	17.1	960	5	2	3	4	△ 2	1	
	晩秋蚕繭	39	35.9	2,197	11	5	6	6	△ 1	5	
	小 計	88	85.2	5,217	68	32	36	28	4	40	
	計	-	-	1,578,008	129,387	71,150	58,237	52,774	18,376	76,613	

共済目的等		項 目		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)=(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績	総 額 (A)	国 庫 負 担 額 (B)		農 家 負 担 額 (C)					
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		II 類	23	23	64,686	92	46	46	4	42	88	
		小 計	23	23	64,686	92	46	46	4	42	88	
	プラスチックハウス (旧制度適用)	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		II 類	12,975	12,824	5,050,612	78,636	39,317	39,319	9,001	30,316	69,635	
		III 類	2	2	2,688	16	8	8	2	6	14	
		IV類甲	49	49	117,367	444	222	222	46	176	398	
		IV類乙	127	127	529,846	2,543	1,271	1,272	530	741	2,013	
		V 類	10	10	11,318	74	37	37	2	35	72	
		VI 類	3,590	3,441	2,603,743	12,785	6,392	6,393	2,060	4,332	10,725	
		VII 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小 計	16,753	16,453	8,315,574	94,498	47,247	47,251	11,641	35,606	82,857	
		計	16,776	16,476	8,380,260	94,590	47,293	47,297	11,645	35,648	82,945	
	プラスチックハウス (新制度適用)	I 類	棟 0	棟 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		II 類	9	9	42,251	81	40	41	3	37	78	
		小 計	9	9	42,251	81	40	41	3	37	78	
		I 類	1	1	156	2	1	1	0	1	2	
		II 類	5,313	5,234	2,068,123	32,200	16,100	16,100	3,686	12,414	28,514	
		III 類	3	3	2,306	14	7	7	1	6	13	
		IV類甲	25	24	76,698	289	144	145	29	115	260	
IV類乙		49	41	182,735	877	438	439	182	256	695		
V 類		6	6	11,955	78	39	39	2	37	76		
VI 類		23	30	14,811	208	104	104	29	75	179		
VII 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小 計	5,420	5,339	2,356,784	33,668	16,833	16,835	3,929	12,904	29,739			
計	5,429	5,348	2,399,035	33,749	16,873	16,876	3,932	12,941	29,817			
計	22,205	21,824	10,779,295	128,339	64,166	64,173	15,577	48,589	112,762			
制度共済計		—	—	89,626,067	1,930,944	947,923	983,021	744,262	203,661	808,338		

項目 共済目的		引 受		共 済 金 額	共済掛金、賦課金			再共済掛金 B	再共済 手数料 C	手 持 共済掛金 D=A-(B-C)
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金			
建 物	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	総 合	13,320	12,818	88,373,000	244,313	183,235	61,078	93,903	19,250	108,582
	火 災	112,160	116,934	1,683,427,000	1,494,472	821,959	672,513	448,341	181,577	555,195
	小 計	125,480	129,752	1,771,800,000	1,738,785	1,005,194	733,591	542,244	200,827	663,777
農機具	台	台								
	総 合	65,770	68,225	166,055,000	641,231	412,650	228,581	-	-	412,650
	火 災	22,690	22,811	34,585,000	39,567	23,962	15,605	-	-	23,962
	更 新	370	502	560,000	69,851	67,522	2,329	-	-	67,522
	小 計	88,830	91,538	201,200,000	750,649	504,134	246,515	0	0	504,134
任意共済計		-	-	1,973,000,000	2,489,434	1,509,328	980,106	542,244	200,827	1,167,911
合 計		-	-	2,062,626,067	-	-	-	-	-	-

(3) 引受計画と実施方策

ア 農作物共済

(ア) 引受計画

		引受面積	引受収量	共済金額	備考
水 稲	一筆方式(7割)	964,600 ^a	37,996,000 ^{Kg}	6,896,357 ^{千円}	1kg当たりの共済金額 主食用 187円 米粉用 84円 飼料用 40円
	一筆方式(6割)	4,000	136,000	24,475	
	一筆方式(5割)	74,000	2,093,000	364,629	
	半相殺方式(8割)	2,838,500	127,668,000	23,314,834	
	半相殺方式(7割)	5,200	207,000	33,914	
	半相殺方式(6割)	11,100	385,000	66,175	
	全相殺方式(9割)	1,859,000	96,708,000	16,244,945	
	全相殺方式(8割)	3,500	162,000	27,338	
	全相殺方式(7割)	2,500	106,000	7,219	
	品質方式(9割)	913,100	-	8,988,461	
	品質方式(8割)	10,700	-	92,780	
	品質方式(7割)	800	-	4,853	
計		6,687,000	265,461,000	56,065,980	
麦	半相殺方式(8割)	2,000	24,679	1,401	1kg当たりの共済金額 対象農業者 156~9円 対象農業者以外 17~9円
	災害収入共済方式(9割)	6,900	-	13,950	
	計	8,900	24,679	15,351	
合計		6,695,900	265,485,679	56,081,331	

(イ) 引受推進方策

1. 関係機関団体等との連携を強化し、水稻共済細目書異動申告票一体化事業により水稻・麦の引受対象耕地の実態と作付状況を把握し適正引受を行う。
2. 農業再生協議会や東北農政局山形県拠点等との連携により、経営所得安定対策との整合性を図り、水稻共済加入面積の適切な把握と任意加入資格者の加入を推進する。
3. 共済掛金納入期限の周知と、適期の掛金引落により期限内納入率の向上を図り、新たな未納者の発生を防止する。
4. 加入方式・補償割合等の選択制について説明責任を果たすとともに、農家経営の安定のため高位補償を積極的に推進する。
5. (麦) 経営所得安定対策加入農家には、共済金から営農継続支払分が控除される仕組みを説明するとともに、基準単収に応じた適切な単位あたり共済金額の推進により、補償の充実を図る。
6. 掛金納入については予納を奨励する。
7. 客観資料を基礎とした水稻品質方式及び全相殺方式(施設型)の引受拡大を図るとともに、共同乾燥施設の水稻品質方式指定施設への移行を推進する。
8. 法人組織設立に伴う大規模農業経営体に対する引受方式等制度の普及啓蒙を行う。
9. 水土里情報システムを基にした地図情報活用システムの構築と、共済細目書との整合性を維持するためのデータ整備を行い、作付圃場を把握し正確な引受を行う。
10. 飼料用米、米粉用米の作付面積及び作付品種を把握し、完全引受を図る。
11. 農作物共済の制度改正に伴う普及啓蒙を図る。

イ 家畜共済

(ア-1) 引受計画

		引受頭数	共済金額	平均共済金額	備 考
		頭	千円	千円	
大 家 畜	乳 用 成 牛	9,106	1,872,960	206	
	乳用成牛(事故除外1号)	23	2,529	110	
	乳 用 子 牛 等	10,809	815,881	75	
	乳用子牛等(事故除外1号)	22	771	35	
	肥 育 用 成 牛	24,672	6,605,685	268	
	肥育用成牛(事故除外1号)	250	51,975	208	
	肥 育 用 子 牛	438	45,438	104	
	そ の 他 の 肉 用 成 牛	7,103	2,023,531	285	
	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等	7,359	915,732	124	
一 般 馬	0	0	0		
計		59,782	12,334,502		
中 家 畜	種 豚	4,588	215,962	47	
	種豚(事故除外1号)	30	1,463	49	
	種豚(事故除外2号)	970	45,758	47	
	特 定 肉 豚	13,000	154,128	10	
	特定肉豚(事故除外6号)	58,306	699,672	11	
	計	76,894	1,116,983		
合 計		136,676	13,451,485		

(ア-2) 引受計画 (1月～3月)

死亡廃用共済			疾病傷害共済		
包括区分	頭数	共済金額	包括区分	頭数	共済金額
	頭	千円		頭	千円
搾 乳 牛	383	78,667	乳用牛	536	10,335
育 成 乳 牛	351	46,324			
繁 殖 用 雌 牛	351	52,304	肉用牛	3,071	30,502
育 成 ・ 肥 育 牛	3,529	690,639			
繁 殖 用 雌 馬	0	0	一般馬	1	15
育 成 ・ 肥 育 馬	7	3,253			
種 豚	324	14,678	種豚	269	102
肉 豚	1,530	18,360			
計	6,475	904,225	計	3,877	40,954

(イ) 引受推進方策

1. 組合員に対し、農業保険法の制度内容について周知を徹底するとともに、補償の充実を図るため、積極的な提案型引受を推進する。
2. 企業型農場を含め、個々の経営ニーズに即応した補償内容を提案する。
3. 引受推進の際には家畜診療所職員が同行し、完全引受及び補償の充実を図る。
4. 種豚及び肉豚共済の普及啓蒙と加入推進を図る。
5. 関係機関及び担い手畜産農家との連携・協調を図り、制度の普及定着と安定的な引受の継続を行う。
6. 組合員からの異動通知を徹底させ、牛個体識別情報の活用並びに現地確認により、正確な家畜の異動状況を確認する。

(ウ) 家畜診療所の運営方策

1. 加入推進と損害評価
 - ① 補償充実に向けてオールリスクを中心とした多様な提案型引受推進を支援する。
 - ② 死亡確認及び廃用認定に係る適正な取扱いを徹底する。
 - ③ 免責に係る調査の強化とともに、適用農家に対して適切な改善指導を行う。
2. 診療業務及び損害防止事業
 - ① 獣医職員の診療技術及び農家指導力の向上を図り、診療及び損防業務を効率的・合理的に遂行する。
 - ② 畜産物の安全・安心を確保するため、農場HACCP等の推進並びに診療種別等通知書(動物用医薬品指導書で代替)の交付を徹底する。
 - ③ 飼養衛生管理基準に基づいた衛生対策を徹底する。

3. 関係機関・団体との連携

「食の安全・安心」確保に携わる機関としての位置付けを明確にし、組合員及び生産者団体のニーズに合わせた事業展開を行う。

(エ) 家畜診療研修所の運営方策

1. 獣医職員の技術向上

- ① 新採・若手獣医職員に対する研修の充実を図り、併せて家畜診療所全体の研究活動を強化する。
- ② 家畜臨床研究会を主導して内容の充実に努める。

2. 損害防止事業及び臨床検査業務

- ① 家畜診療所とともに、効果的な損害防止事業の実施と農場HACCP等の普及・定着を図る。
- ② 不明疾病の解明と多発疾病対策を強化する。
- ③ 正確で迅速な臨床検査結果を提供し、集積データの有効活用を図る。

3. 関係機関・団体との連携

全国の大学・研究機関及びNOSA I団体等と連携し、最新知見及び技術導入による研修内容の充実・強化を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 引受計画

		引受面積	共済金額	10a当り共済金額	備 考
		a	千円	千円	
収 穫 共 済	りんご	35,064	764,114	218	
	ぶどう	3,930	169,216	431	
	なし	37,625	1,137,254	302	
	もも	2,870	63,718	222	
	おうとう	22,711	1,026,284	452	
	かき	18,180	124,357	68	
	計	120,380	3,284,943	273	
樹 体 共 済	りんご	7,970	570,817	716	
	ぶどう	1,560	147,056	943	
	なし	5,250	681,347	1,298	
	もも	2,800	164,652	588	
	おうとう	11,490	1,906,914	1,660	
	かき	1,450	35,040	242	
	計	30,520	3,505,826	1,149	
合 計		150,900	6,790,769	450	

(イ) 引受推進方策

- 1. 制度改正内容を提示し、特定危険方式加入者に減収総合方式への移行を提案する。
- 2. 樹体共済補償拡充内容の啓蒙と、収穫共済のみ加入者へ新規推進を行う。
- 3. 管内JAの生産組織総会等の機会をとらえ、制度説明を行い、加入拡大を図る。
- 4. 危険段階別共済掛金率の効果的設定と活用及び予納制度を積極的に活用する。
- 5. 新樹種引受に向けた制度説明と加入推進を行う。
- 6. 剪定枝粉砕機の貸出しPRによる新規加入者の掘り起しを行う。

エ 畑作物共済

(ア) 引受計画

		引受面積・箱数	引受収量	共済金額	備 考
		a	Kg	千円	
ホップ		2,200	32,000	68,800	1kg当たりの共済金額 2,150円
大豆	半相殺方式	21,100	264,000	44,636	1kg当たりの共済金額 対象農業者 73~291円
	全相殺方式	423,900	6,047,000	1,328,833	対象農業者以外 73~122円
	計	445,000	6,311,000	1,373,469	
そば		139,500	422,000	130,522	1kg当たりの共済金額 対象農業者 120~537円 対象農業者以外 120~200円
蚕繭	春蚕繭	32	888	2,060	1kg当たりの共済金額 2,320円
	初秋蚕繭	17	414	960	
	晩秋蚕繭	39	947	2,197	
	計	88	2,249	5,217	
合 計			6,767,249	1,578,008	

(イ) 引受推進方策

1. ホップ共済

- ① ホップ農協等と協調を図り、栽培面積の完全把握と全戸全面積加入を継続する。
- ② 栽培農家個々の実態に即した基準単収の適正設定を行う。

2. 大豆共済、そば共済

- ① 水稲共済細目書異動申告票一体化事業により引受対象耕地を的確に把握し、各種行政施策と連携し加入拡大を図る。
- ② 経営所得安定対策加入農家には、経営所得安定対策加入時の共済加入メリットを活かした加入推進を行う。共済金から営農継続支払分が控除される仕組みを説明するとともに、基準単収に応じた適切な単位あたり共済金額の選択を推進し、補償の充実を図る。
- ③ 有資格未加入農家に対して、制度の周知と加入意思の確認を行う。
- ④ 現地確認による栽培状況及び過去の被害状況を勘案し、基準単収の適正設定を行う。
- ⑤ 水土里情報システムを基にした地図情報活用システムの構築により、作付圃場を把握し正確な引受を行う。
- ⑥ 関係機関及び出荷団体等との連携強化を図る。

3. 蚕繭共済

- ① 関係機関団体等と連携を図り、掃立数量の完全引受を図る。
- ② 過去の掃立実績を反映させ、基準収繭量の適正設定を行う。

オ 園芸施設共済

(ア-1) 引受計画

		引受棟数	引受面積	共済金額	備 考
		棟	㎡	千円	
ガラス室	I 類	0	0	0	
	II 類	23	7,803	64,686	
プラスチックハウス	I 類	0	0	0	
	II 類	12,975	3,084,451	5,050,612	
	III 類	2	1,431	2,688	
	IV類甲	49	25,724	117,367	
	IV類乙	127	111,049	529,846	
	V 類	10	2,810	11,318	
	VI 類	3,590	2,143,942	2,603,743	
VII 類	0	0	0		
合 計		16,776	5,377,210	8,380,260	

(ア-2) 引受計画 (1月～3月)

		引受棟数	引受面積	共済金額	備 考
		棟	m ²	千円	
ガラス室	I 類	0	0	0	
	II 類	9	3,829	42,251	
プラスチックハウス	I 類	1	90	156	
	II 類	5,313	1,903,060	2,068,123	
	III 類	3	1,335	2,306	
	IV類甲	25	22,599	76,698	
	IV類乙	49	37,083	182,735	
	V 類	6	1,956	11,955	
	VI 類	23	15,188	14,811	
	VII 類	0	0	0	
合 計		5,429	1,985,140	2,399,035	

(イ) 引受推進方策

1. 広報紙等で、制度改正内容を掲載し普及啓蒙を行う。
2. 復旧・撤去費用の追加による補償拡充のPRと加入推進を図る。
3. 雨よけ施設を含めた有資格設置者を把握し、新規加入拡大を行う。
4. 果樹共済推進と連携した雨よけ施設の加入推進を図る。
5. 関係機関と連携し、補助事業を活用した施設の把握と加入推進を行う。

カ 任意共済

(ア) 引受計画

		引受棟(台)数	共済金額	1棟(台)当たり共済金額	備 考
		棟	千円	千円	
建物共済	総 合	13,320	88,373,000	6,635	
	火 災	112,160	1,683,427,000	15,009	
	計	125,480	1,771,800,000	14,120	
農機具共済	総 合	65,770	166,055,000	2,525	
	火 災	22,690	34,585,000	1,524	
	更 新	370	560,000	1,514	
	計	88,830	201,200,000	2,265	
合 計			1,973,000,000		

(イ) 引受推進方策

1. 建物共済

- ① 予約加入運動を推進方策の柱とし、早期かつ短期集中した加入推進を図る。
- ② NOSAI部長会議や集落座談会等を活用し、建物共済の仕組み改善及び農機具共済制度内容の周知を図る。
- ③ NOSAI部長との連携を密にし、未加入物件の把握に努めるとともに、未加入組合員及び低額加入者に対する提案型並びに補完推進を行う。
- ④ 組合定款9条に基づく組合員資格要件の確認による適正引受を行ない、コンプライアンスを徹底する。
- ⑤ 口座振替やコンビニ収納による共済掛金徴収の励行と、自動継続特約や始期統一により事務の効率化を図る。
- ⑥ 優秀な推進実績を収めたNOSAI部長等への表彰を行う。
- ⑦ NOSAI全国等が主催する講習会及び研修会に職員を参加させ、専門知識の習得並びに事務処理能力の向上に努める。

2. 農機具共済

- ① 農機具1台ごとの情報(車体番号)を確認し、適正な引受を図る。
- ② 消費税率10%導入に向けた引受推進課題について検討し、スムーズな移行について取組む。
- ③ 加入機種別の補償内容確認と検証を行い、地震等担保特約を含めた提案型推進及び補完推進を行う。
- ④ 農機具販売業者との連絡協調、イベント参加により、制度の普及啓蒙を図るとともに、未加入農機具の把握に努め、未加入組合員及び低額加入者に対する提案型並びに補完推進を行う。

キ 収入保険

(ア) 引受計画

	引受戸数 (経営体) ①	基準収入 ② ①×5,282千円	保険料 ③ ②×0.8×0.9×1%	積立金 ④ ②×0.1×0.9×25%	事務費 (予定) ⑤	計 ⑥ ③+④+⑤	備 考
	戸	千円	千円	千円	千円	千円	
本所	1,100	5,810,200	41,833	130,730	15,304	187,867	山形県 一経営体当たり
置賜支所	600	3,169,200	22,818	71,307	4,130	98,255	平均農業粗収入
庄内支所	800	4,225,600	30,424	95,076	5,030	130,530	5,282千円
計	2,500	13,205,000	95,075	297,113	24,464	416,652	(H27農林統計)

(イ) 引受推進方策

1. 制度の普及

- ① 平成29年11月に設置した「山形県収入保険普及推進協議会」及び「各支部協議会」の協力・連携を得ながら制度内容の周知、普及に努める。
- ② 組合主催のNOSAI基礎組織関係者による研修会、集落座談会等で積極的に制度の周知・普及を図る。さらに、認定農業者の会、農事法人、法人協会、各品目別団体など生産組織単位の会合等の機会をとらえ、制度説明を行い農業者の理解を得る。
- ③ ポスター、チラシ、パンフレット等の作成配布を行なうとともにホームページの活用を促し、制度の周知を図る。

2. 青色申告の普及と把握

- ① 青色申告の普及拡大を図るため、研修会、相談会を積極的に開催する。また、農業青色申告会と連携を図り、青色申告の普及拡大と収入保険制度の定着に努める。
- ② 各事業と連携して、加入申込書等に青色申告の有無を確認する項目を設け青色申告者を把握する。
- ③ 青色申告者等加入対象者リストを整備し、加入のターゲットを明確化する

3. 加入推進の具体策

- ① 本所・支所に収入保険相談窓口を設置し専門職員を配置する。
- ② 加入の意向を示している農業者を対象に、期間を定め説明会と個別訪問を実施する。
4月～6月：説明会の開催（制度内容及び加入申請手続き等）
7月～11月：個別訪問による加入推進の実施（タブレット活用）
- ③ 個人情報管理の管理体制の構築を図る。

(4) 損害評価の適正化方策

ア 農作物共済

1. 被害概況調査を実施し、被害実態の把握に努めるとともに、地図情報等を活用した被害の原因や発生状況等の分析を行う。
2. 被害申告や現地確認において、タブレット等携帯端末を使った地図情報活用を促進し、損害評価対応の迅速化を図る。
3. 関係機関、団体等との情報交換及び見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を把握し適正な被害申告の指導を行う。
4. 東北農政局山形県拠点等との連絡協調を図り、経営所得安定対策の加入者確認を行う。
5. 衛星画像を活用した損害評価方法の実施に向けた検討を行う。
6. 登熟不良による未熟米発生予測を行い、迅速な被害対応を行う。
7. 水稻生育調査圃の活用と関係機関団体等との連絡協調を図り、適期適正評価を行う。
8. 損害評価技術の向上のため損害評価員研修会を開催するとともに、現地研修を実施し、評価眼の統一を図る。
9. 抜取調査はすべて実測とし、適正な均衡調整を図る。

イ 家畜共済

1. 組合員に、農業保険法による死亡廃用及び病傷事故の取扱いについて、丁寧に説明し周知徹底を図る。
2. 廃用事故認定基準及び免責基準に則った認定と審査を行う。
3. 死亡及び廃用事故に係る現地確認と牛個体識別情報を活用した異動確認を徹底し、共済金の適正支払いを行う。
4. 病傷事故診断書の的確な審査及び診療種別等通知書等を用いた現地確認を実施し、適正な共済金給付を行う。
5. 共済金支払限度の主旨を徹底し、損害防止意識の高揚を図る。
6. 共済金算出根拠となる証票の確認を徹底し、速やかな支払いを行う。

ウ 果樹共済

1. 被害実態に即した評価体制の確立を図る。
2. 評価技術の研鑽と評価眼統一のための現地研修会を開催する。
3. 関係機関団体等との連携強化を図る。
4. 樹園地情報等を整備し、樹体プレート装着による損害評価が迅速・適正に行える環境整備を行う。

エ 畑作物共済

1. 事故発生通知の徹底により、速やかな事故確認を行う。
2. 大豆・そば共済において、管理不徹底耕地を的確に把握し厳正な評価を行う。
3. 見回り調査を実施し被害実態の把握に努めるとともに、適正な被害申告を指導する。
4. 東北農政局山形県拠点等との連絡協調を図り、経営所得安定対策の加入者確認を行う。
5. ホップ、蚕児及び桑葉被害の速やかな事故確認調査と客観資料による適正評価を図る。
6. 蚕作の状況把握のために、現地調査を行う。
7. 関係機関団体等との連絡協調を図る。
8. 損害評価員の研修を実施し、損害評価技術の向上を図る。

オ 園芸施設共済

1. 事故発生通知の徹底による被害の適正把握を行う。
2. 損害評価の適期適正実施と共済金の早期支払を推し進める。
3. 施設園芸（雨除けハウス含む）の特性から、被害の修復が急いで行われるため、大災害時における損害評価体制を構築する。
4. 地図情報システムを活用した設置状況図を整備し、加入証シール貼付の徹底による加入棟の確認及び損害評価の迅速化を図る。
5. 関係機関団体等との連携による適正評価を行う。

カ 建物共済

1. 損害通知書（速報）の早期提出を徹底するとともに、事故原因や罹災状況を的確に把握し、共済金請求処理を迅速かつ適正に行う。
2. 鑑定会社等の第三者機関を有効に活用し効率的な損害評価を図る。
3. 罹災物件の損害評価進捗状況を的確に把握し、履歴管理を徹底する。
4. 東北地区建物共済広域災害損害評価協議会が開催する研修会へ参加し、広域災害に備えた人材育成を図る。

キ 農機具共済

1. 損害評価体制のもと、損害評価主任者と共に迅速かつ適正な支払いに努める。
2. 罹災物件の損害評価進捗状況を的確に把握し、履歴管理を徹底する。
3. 農作業中の重大事故に対し、事故低減のため農家に農作業安全を喚起する広報活動を実施する。

ク 損害評価会の運営方策

損害評価会の委員は、組合の抜取調査による評価資料、その他客観資料に基づく損害評価高を検討し、適正なる損害高の認定をなすとともに、損害防止対策を検討し、関係機関の協力を得て損害防止に努める。

ケ 損害評価員の設置及び職務

損害評価を適期、適正に実施するため、損害評価員の確保に努める。

1. 現地調査の実施
2. 悉皆調査の実施
3. 組合抜取調査への協力
4. 損害防止への協力
5. 引受等の調査への協力

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

1. 水稲共同防除組織の育成支援を図る。
2. 防除薬剤費の助成を実施する。
3. 水稲防除機具、水田管理用機具の購入補助を実施する。
4. 無人ヘリ操縦資格取得への助成を実施する。
5. 獣害対策支援を行う。
6. 関係機関等と連携し、損害防止の指導を行う。

イ 家畜共済

1. 家畜の事故低減を図るとともに、安全な畜産物の生産に寄与する。
2. 特定損害防止事業を核として、一般損害防止事業を有機的に組み合わせ、効果的・効率的に実施する。
3. 飼養・衛生管理講習会及び大規模農場の従業員及び担い手を対象とした研修会等を実施し、畜産従事者の資質向上を図る。
4. 損防器具機材の購入補助又は交付を通して、家畜の健康維持並びに衛生管理の向上を図る。
5. 削蹄師会との連携により護蹄衛生を推進する。
6. 関係機関・団体と連携協調を図り、損害防止事業を実施する。

ウ 果樹共済

1. 損害防止器材（作業用手袋、チップソウ、マメコバチの種）の無償交付を行う。
2. マメコバチの繭洗浄講習会を行う。
3. 果樹剪定枝用粉碎機の貸出し、病害虫等の発生を防止する。
4. 果樹園防除機具（SS、高性能防除機）の購入補助を行う。
5. 果樹園管理用器具（自走式草刈機、剪定枝粉碎機）の購入補助を行う。
6. 果樹園鳥獣害対策（防鳥機、電気柵、箱わな等）の購入補助を行う。

エ 畑作物共済

1. 防除組織の育成支援を図る。
2. 大豆防除機具、管理用機具の購入補助を実施する。
3. 獣害対策支援を行う。
4. 関係機関等と連携し、損害防止の指導を行う。

オ 園芸施設共済

1. 防風施設設置に係る経費の補助を行う。
2. 融雪パイプ設置に係る経費の補助を行う。
3. ハウス被覆材の被覆器具及び補修器具の無償貸出を行う。

(6) 普及活動の方策

農業共済制度及び収入保険制度の拡充と事業運営基盤の強化に資するため、両制度の普及啓蒙に努め、信頼されるNOSAIになるよう、次の諸方策を講ずる。

1. 広報紙「NOSAI」を発行（年6回）するとともに、テレビ・ラジオを活用した広報活動を行い制度の普及を図る。
2. ホームページの保守管理の徹底と最新情報の掲示。
3. 集落座談会や加入推進会議等を開催し、制度の普及啓蒙を図る。
4. 幅広い広報活動を展開するため、農業共済新聞、月刊NOSAIの購読拡大を図る。
5. 生産団体、行政、関係団体等と連携し、制度の活用促進を図る。
6. 農業関係機関等に、農業共済制度及び収入保険制度の紹介及び情報提供を行いNOSAIのPRを図る。
7. 基礎組織構成員の活動支援を行う。
8. 行政等と連携し、農業者への収入保険制度の周知徹底と、青色申告の普及を図る。

(7) 執行体制の整備

ア 理事会及び監事会の開催計画

制度的確かな運営を期すため、適期に理事会及び監事会を開催し、円滑な事業運営及び業務執行に関する審議並びに監査方針、計画等の協議を行い、より一層制度の適正な運営と事業の拡充に努める。

イ 職制及び職員の配置計画

より一層業務の効率化を図るとともに、農業者の経営展開に即したセーフティネットの提供を行うため、本所の総務部から企画情報課及びシステム管理課を切り離して人事課を新設、総務課及び経理課との3課体制とする。その上で、企画管理部を新設し、企画情報課及びシステム管理課を配置する。さらに本所の収入保険準備室を収入保険推進室に改名し、本所及び支所に収入保険推進課を新設する。

また、本所、支所、家畜診療所等間の人事交流を含め、職員の適正配置に努める。

ウ 役職員の研修計画

組合の適正かつ的確な運営と役職員のコンプライアンスマインドの向上、更には農家と地域が求める活力ある事業の展開を図るため、密度の濃い、かつ時宜にもかなった実効性のある研修を行う。

(8) 予算統制の方策

総代会の議決及び県知事の承認を得た業務収支予算書の内容に基づいて、綿密な予算執行計画を作成し、収入においては安全性かつ効率性を重視した余裕金の運用を始め、適期かつ適切な確保を図り、支出においては常に費用対効果を念頭に置いた予算執行計画を定め、経費の節減に努める。

3 機構図

